

公的研究費 物品購入等に関する取引停止等の取扱規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人 日本造血細胞移植データセンター（以下「法人」という。）における公的研究費（以下、「研究費」という。）による物品の購入等の契約に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 取引停止とは、当該業者との契約締結を一定期間行わないこと、または業者と既に締結している契約を解除することをいう。

(取引停止)

第3条 理事長は次の各号のうち、いずれかに該当する業者について取引停止の処分を行うものとする。

- (1) 研究費を取引外の用途に運用することを目的として、取引内容を偽装する行為に加担、協力または誘引した業者。
- (2) 架空の取引により、研究費を預け金として管理することに加担、協力または誘引した業者。
- (3) 前2号以外で研究費を不正に使用する取引に加担、協力または誘引した業者。

(取引停止期間)

第4条 前条各号のいずれかに該当する業者に対する取引停止期間は、理事長が決定するものとする。

(取引停止期間の変更)

第5条 理事長は、不正業者について情状酌量すべき特別の事由がある場合には、前条の規定により決定した取引停止の期間を短縮することができる。

- 2 理事長は、取引停止期間中の不正業者について、極めて悪質な事由が明らかになった場合には、前条の規定により決定した取引停止の期間について延長することができる。

(不正業者への通知)

第6条 理事長は、第3条または第4条もしくは第5条の規定により取引停止または取引停止期間の変更を行う場合は、当該不正業者に遅滞なく通知するものとする。

(下請けの禁止)

第7条 理事長は、取引停止期間中の業者が法人の契約に係る全部または一部を下請けす

ることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止期間の開始前に下請けとなっている場合は、この限りではない。

(警告または注意喚起)

第8条 理事長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面または口頭で警告または注意の喚起を行うことができるものとする。

付 則

平成26年10月1日 施行